

## 議案第92号関連資料

## 明石市立学校職員の給与等に関する条例及び明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 目的

学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が制定されました。

これを受け、本市立学校職員の給与等についても所要の改善を行おうとするものです。

## 2 概要

## (1) 教職調整額の支給率の段階的な引き上げ

幼稚園を除く教員の処遇改善として、現行の給料月額の4%に相当する額から、支給率を毎年1月に1%ずつ引き上げ、2030年度（令和12年度）までに10%へ引き上げます。

| 対象期間               | 支給率 |
|--------------------|-----|
| 現行                 | 4%  |
| 2026年（令和8年）1月～12月  | 5%  |
| 2027年（令和9年）1月～12月  | 6%  |
| 2028年（令和10年）1月～12月 | 7%  |
| 2029年（令和11年）1月～12月 | 8%  |
| 2030年（令和12年）1月～12月 | 9%  |
| 2031年（令和13年）1月～12月 | 10% |

## (2) 義務教育等教員特別手当の見直し

現行の一率支給を見直し（3分の1相当を縮減）し、学級（小学校、中学校、高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する教員等について、その困難性等を考慮して、学級担任に月額2,000円、学級担任以外に月額1,000円を加算します。

## (3) 管理職の本給の段階的な加算

教職調整額の段階的な引き上げに準じ、管理職の本給を段階的に2030年度（令和12年度）までに24,200円へ引き上げます。

|             | 対象者        | 現行     | 改正（2026年1月） |
|-------------|------------|--------|-------------|
| 教育職給料表（2）4級 | 教頭（明石商業高校） | 7,700円 | 11,500円     |
| 教育職給料表（2）5級 | 校長（明石商業高校） | 0円     | 3,800円      |
| 教育職給料表（3）4級 | 主任指導主事、係長  | 7,500円 | 11,500円     |
| 教育職給料表（3）5級 | 課長         | 0円     | 4,000円      |

※教育職給料表（2）適用者…市立明石商業高等学校の教諭

※教育職給料表（3）適用者…指導主事

## (4) 特殊勤務手当の支給単価の引き上げ

本市立学校職員が非常災害時等の緊急業務に従事した場合の特殊勤務手当について、兵庫県の取扱いに準じて支給額を増額します。

| 業務内容                     | 現行     | 改正（2026年1月） |
|--------------------------|--------|-------------|
| 園児、児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 | 7,500円 | 8,000円      |
| 園児、児童又は生徒に対する緊急の補導業務     |        |             |

## 3 施行期日

2026年（令和8年）1月1日